

平成21年6月定例県議会付議案

議案第 1号 平成21年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 6号 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の設定について（防災チーム）

災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として、防災及び危機管理に関し基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めるものである。

（概要）

①防災及び危機管理の基本的な考え方

- ・「自助」「共助」「公助」の総合的推進
- ・被害の軽減等に向けた様々な取組の積み重ね
- ・災害及び危機の危険性に関する情報の交換及び共有

②県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務の明確化

- ・県民 災害及び危機に備えた取組の推進、被害の回避、互いに助け合うこと等
- ・事業者 事業場の利用者及び従業員の安全確保、地域社会の一員として県民と助け合うようこと等。
- ・市町村 その区域における防災及び危機管理に関する施策の実施、自主防災組織の充実を図ること等
- ・県 地域防災計画、国民保護計画等にとつた広域にわたる防災及び危機管理に関する施策の実施
- ・国の機関 防災及び危機管理に関する施策の実施、県や市町村への必要な情報提供等

③防災、危機管理対策として重点的に実施する施策

- ・県民の防災・危機管理活動の促進（情報提供、防災教育、自主防災組織の活性化、防災ボランティア活動の環境整備、ライフラインの維持等）
- ・災害又は危機に強いまちづくりの推進（防災施設の計画的な整備、建築物・避難所の耐震改修の促進等）
- ・高齢者、障害者等の災害時要援護者に係る対策（避難体制の整備、安否情報の収集・整理、関係者間での情報の共有と個人情報を守る義務）
- ・関係者相互の連携（県地域防災計画等への県民意見の反映、関係者による協働の推進、生活物資の供給等についての事業者との協定）

④危機管理対策本部の設置及び危機管理に関する計画の作成

[公布施行]

議案第 7号 ようこそようこそ鳥取県観光振興条例の設定について（観光政策課）

地域の活性化と経済の発展に資することを目的として、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進することにより、地域の魅力を自らの誇りとし、自慢できるような機運を盛り上げるとともに、国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組を推進することにより観光の振興を図るため、必要な事項を定めるものである。

（概要）

①観光振興推進にあたっての基本理念

- ・地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重した観光地の形成等を重視する
- ・地域の歴史文化等の理解の促進、環境整備、地域のもてなし向上、人材の育成を図る
- ・観光産業と農業等他産業との有機的な連携を図ることにより、地域の活動を活発にし、魅力ある地域社会の形成を図ることを重視する
- ・県民、観光事業者、観光関係団体、市町村、県の連携確保
- ・他の地方公共団体との広域的な連携・協力による効果的な実施

②県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県の役割等

- ・県民 観光への関心及び理解を深め観光振興に関する取組への積極的な参画に努める
- ・観光事業者 観光資源の活用を認識し、地域の観光振興の推進役として、事業活動の実施に努める
- ・観光関係団体 受入態勢の整備、情報発信・宣伝活動の実施、観光客の誘致に努める
- ・市町村 地域の特性を生かした観光施策の策定及び実施、県が実施する観光施策との連携・協力を努める
- ・県 地域の特性を生かした観光施策の策定及び実施、市町村との連携・支援、観光振興に関する取組の総合調整・支援

③ようこそようこそ鳥取県運動の推進

- ・県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県は、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組を、県民運動（「ようこそようこそ鳥取県運動」）として推進するため、「ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会」を設置する。

④ようこそようこそ鳥取県運動の取組

- ・地域の観光資源の認知、継承、充実
- ・もてなしの向上
- ・安心して快適な観光が楽しめる環境の整備、重点的かつ効果的な観光情報の発信、外国人観光客の誘致促進
- ・観光地づくりの地域リーダーや観光ボランティア等の人材の育成など

[公布施行]

議案第 8号 会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について（会計指導課）

平成 18 年の地方自治法の一部改正により、出納長制度が廃止され、一般職の職員のうちから知事が任命する会計管理者が会計事務をつかさどることとなったことに伴い、関係する条例について所要の改正等を行うものである。

（概要）

①鳥取県行政組織条例の一部改正

会計管理者の設置に伴い、所要の規定の整備を行う。

②出納長に係る規定を定めた条例の一部改正

「知事等の退職手当に関する条例」、「職員の退職手当に関する条例」、「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例」について、出納長に係る規定を削る。

③副出納長設置及び定数条例の廃止

[平成 21 年 7 月 11 日施行]

議案第 9号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

国の経済危機対策に伴い、各分野における重点的課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現するため、新たに基金を設置する。

（新たに設置する基金の概要）

名 称	設置目的
鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。
鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。
鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。
鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。
鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実に資すること。
とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。
鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。
鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。

[公布施行]

議案第10号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（給与室）

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるものである。

（概要）

①職員の退職手当に関する条例の一部改正

- ・退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。
- ・退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができることとする。
- ・在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。
- ・退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。
- ・処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、人事委員会に諮問することとする。

②関係条例の一部改正

上記の改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものである。

[公布施行]

議案第11号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

湯梨浜町が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等をみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、湯梨浜町の区域については本条例の規定を適用しないこととするものである。

[平成21年7月1日施行]

議案第12号 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する 条例の一部改正について（県土総務課）

土地収用法及び土地収用法施行令の一部改正により、仲裁の手續に要する費用の負担に関する規定が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①条例の題名の変更

現行 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例

↓

改正後 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例

②趣旨の追加

この条例の趣旨として、仲裁手續における鑑定人及び参考人の旅費及び手当の額等を定めることを加える。

③旅費の設定

鑑定人及び参考人の旅費の額及び支給方法を定める。

④参考人の手当の額の改定

現行 1日につき1,200円をこえない範囲において、知事がそのつど定める。

↓

改正後 1日につき10,200円

[公布施行]

議案第13号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取空港国際会館の利用促進を図るため、特別待合室を研修等に利用する場合の使用料を引き下げることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

応接以外の目的で特別待合室を利用する場合（空港の旅客ターミナル施設としての利用を除く。）の使用料

現行	・国際交流のための利用	: 全室 2,630 円/時間、2分の1室 1,580 円/時間
	・その他の利用	: 全室 5,250 円/時間、2分の1室 3,150 円/時間
改正後	・国際交流のための利用	: 全室 230 円/時間
	・その他の利用	: 全室 460 円/時間

[公布施行]

議案第14号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務の手数料を新たに徴収するとともに、薬事法の改正に伴い医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

①次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	単 位	金 額
長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料		
ア 認定基準適合証の添付がない計画の認定又は変更認定		
一戸建ての住宅	1 件につき	49,000 円
一戸建て以外の住宅		
床面積が 500 m ² 以下	1 件につき	99,000 円
床面積が 500 m ² 超 1,000 m ² 以下	1 件につき	159,000 円
床面積が 1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	1 件につき	314,000 円
床面積が 3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	1 件につき	563,000 円
床面積が 5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	1 件につき	968,000 円
床面積が 10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	1 件につき	1,791,000 円
床面積が 20,000 m ² 超 30,000 m ² 以下	1 件につき	2,559,000 円
床面積が 30,000 m ² 超	1 件につき	3,135,000 円
イ 認定基準適合証の添付がある計画の認定又は変更認定		
一戸建ての住宅	1 件につき	11,000 円
一戸建て以外の住宅		
床面積が 500 m ² 以下	1 件につき	23,000 円
床面積が 500 m ² 超 1,000 m ² 以下	1 件につき	37,000 円
床面積が 1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	1 件につき	63,000 円
床面積が 3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	1 件につき	121,000 円
床面積が 5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	1 件につき	228,000 円
床面積が 10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	1 件につき	423,000 円
床面積が 20,000 m ² 超 30,000 m ² 以下	1 件につき	603,000 円
床面積が 30,000 m ² 超	1 件につき	718,000 円

ウ	ア又はイの申請に併せて、建築基準法第6条第条項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの	1件につき	ア又はイに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した金額
エ	住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更認定	1件につき	3,000円
オ	計画の認定を受けた地位の承継の承認	1件につき	3,000円

- ②魚類に係る疾病の検査及び各種証明書の交付に係る手数料について、本条例に規定する。(鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例を廃止する。)
- ③医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る許可証の書換交付及び再交付について、当該許可証の有効期間内に限り、引き続き同額の手数料を徴収する。
- ④医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

本年度からの被疑者取調べ監督制度の運用開始に当たり、警察法施行令が一部改正され、警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務が加えられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第16号 鳥取県農業改良資金貸付金の返還等に係る和解について（経営支援課）

相手方：境港市 企業 連帯保証人 2名

和解の要旨：①相手方は県から借り受けた農業改良資金貸付金の未償還金及び当該貸付金に係る違約金全額について、支払義務を認め、貸付金元本の未償還金及び違約金のうち4,714,109円を、定める期限までに2回に分けて県に支払う。

②県は、①で支払いを受けた額を超える違約金については、相手方に請求しない。

概 要： 県が農業改良資金貸付金の償還等に係る訴えを提起していたところ、裁判所から和解案の提示があり、相手方の経済状況及び強制執行による貸付金の回収の可能性を検討したところ、県にとって著しく不利益なものでないと判断されるため、和解に応じるものである。

議案第17号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（農林総合研究所企画総務部）

和解の相手方：北栄町 団体

和解の要旨：県は、損害賠償金800,000円を和解の相手方に支払う。

概 要： 県（園芸試験場）が和解の相手方から借用して使用していた作業場において、使用していた乾燥機が老朽化のため出火し、当該作業場を焼失させたことにより、相手方に生じた損害を賠償するものである。

議案第18号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額の決定について（道路建設課）

土地使用料の未払による損害賠償及び契約期間経過後も占有している物件を撤去すること等に係る調停に応じることについて、本議会の議決を求めるものである。

（概要）

調停の相手方：鳥取市 個人

調停の要旨：①県は、損害賠償金として 200,000 円及び年額 3,203 円を平成 20 年 2 月から調停成立までの間で日割計算した金額を調停の相手方に支払う。

②県は、速やかに盛土撤去等の作業に着手することとし、調停の相手方と県の基準で計算された借地料（年額 3,203 円の日割計算による金額）による新たな借地契約を締結する。

事件の概要：県が平成 18 年度国道 482 号淵見 2 号橋下部工事（2 工区）（補助橋整備）の工事用ヤードとして調停の相手方から借受し、盛土して使用していた土地について、契約期間を経過した後も使用しており、土地使用料の未払が生じたものである。

議案第19号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについての議決の一部変更について（水産課）

水産庁が経済危機対策のため追加で行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについて、漁港漁場整備法第 20 条第 3 項の規定により、議会の議決の変更を求めるものである。

（負担すべき額）都道府県が負担すべき額の 100 分の 45.5 に相当する額

議案第20号 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について（県土総務課）

制限付一般競争入札及び電子入札の対象範囲を拡大するため、所要の変更を行うものである。

（概要）

①電子入札の対象範囲の拡大

- ・建設工事 現行 3 千万円以上 → 改正後 250 万円以上
- ・測量等業務 現行 200 万円以上 → 改正後 100 万円以上

②建設工事の制限付一般競争入札等の対象範囲の変更

- ・限定公募型指名競争入札
現行 250 万円以上 3 千万円未満 → 改正後 250 万円以上 1 千万円未満
- ・制限付一般競争入札
現行 3 千万円以上 24 億 1 千万円未満 → 改正後 1 千万円以上 26 億 3 千万円未満
- ・一般競争入札
現行 24 億 1 千万円以上 → 改正後 26 億 3 千万円以上

[平成 21 年 8 月 1 日適用]

議案第21号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（道路建設課）

平成 21 年度から実施する基幹農道整備事業について、受益が見込まれる市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）事業費の 100 分の 6.7 に相当する額

**議案第 22 号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決
の一部改正について（空港港湾課）**

平成 21 年度から実施する港整備交付金事業について、受益が見込まれる市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）事業費の 10 分の 0.75 に相当する額

報 告 事 項

報告第 1号 平成20年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 13件 繰越額 422,600千円

報告第 2号 平成20年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 183件 繰越額 24,599,689千円

報告第 3号 平成20年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 37,231千円

報告第 4号 平成20年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 65,905千円

報告第 5号 平成20年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 45,518千円

報告第 6号 平成20年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 8,530千円

報告第 7号 平成20年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 5,147千円

報告第 8号 平成20年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 127,252千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について (平成21年3月29日専決) (税務課)

地方税法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年4月9日専決)

(家庭・地域教育課)

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 108,434 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 1 月 28 日、船上山少年自然の家の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年4月13日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 233,562 円 (県過失 2 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 12 月 12 日、鳥取市個人が、一般県道上地中河原線を和解の相手方所有の小型乗用自動車で行く中、路上に放置されていた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成21年4月13日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1 名 連帯保証人 1 名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年4月13日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：借受者の連帯保証人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 1,037,812 円について、平成 21 年 4 月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年4月13日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 354,610 円について、平成 21 年 4 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年4月13日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 315,950 円について、平成 21 年 4 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年4月13日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等464,200円について、平成21年4月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年4月16日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金266,595円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年11月30日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、路面の水溜まりで同車がスリップし、和解の相手方が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。

(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年5月7日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：智頭町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等270,950円について、平成21年5月31日までに10,950円、平成21年6月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年5月7日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：借受者の連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等722,136円について、平成21年5月から全額返還するまで毎月30,000円ずつ県に支払うこと。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成21年5月8日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年5月8日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等801,750円について、平成21年6月から全額返還するまで毎月20,000円ずつ県に支払うこと。

(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成21年5月8日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：倉吉市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 532,100 円について、平成 21 年 5 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成21年5月8日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：大山町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 445,050 円について、平成 21 年 6 月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

(16) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成21年5月8日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 838,119 円について、平成 21 年 6 月から全額返還するまで毎月 7,700 円ずつ（7 月及び 12 月にあっては、30,800 円）県に支払うこと。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年5月14日専決）（農政課）

和解の相手方：甲 三朝町 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 201,222 円を甲に、損害賠償金 48,726 円を乙に支払う。（県過失 8 割）

事故の概要：平成 21 年 3 月 25 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を右折する際、前方反対車線から直進してきた甲所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(18) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について（平成21年5月14日専決）（耕地課）

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。
[公布施行]

(19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年5月14日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 383,250 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 1 月 12 日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）を運転中、運転操作を誤って和解の相手方が設置するフェンス及び門扉に接触し、同フェンス及び門扉を破損させたものである。

(20) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年5月21日専決）

（農林総合研究所企画総務部）

和解の相手方：日南町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 91,350 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 11 月 28 日、園芸試験場日南試験地の職員が、公務のため、動力運搬車を運転中、同試験地内で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(21) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（平成21年5月21日専決）

（会計指導課、住宅政策課）

租税特別措置法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(22) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

（平成21年5月25日専決）（自治振興課）

租税特別措置法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

報告第10号 鳥取県障害者計画の一部変更について（障害福祉課）

平成 16 年 11 月に策定した鳥取県障害者計画（計画期間：平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間）を見直し、一部変更したため、障害者基本法第 9 条第 9 項の規定により準用する、同条第 8 項の規定に基づき議会へ報告するものである。

（見直しの概要）

- ①国の「重点施策実施 5 ヶ年計画」、県計画策定後の障害者自立支援法等の施行などの国内外及び県内の情勢の変化並びにこれまでの施策の取組状況を踏まえた見直し
- ②鳥取県の将来ビジョンとの整合
- ③医療的ケア等が必要な重度心身障害児・者の地域生活支援の推進
- ④地域生活支援及び一般就労に向けた取組の一層の推進

報告第11号 法人の経営状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか 19 法人

報告第12号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか 19 法人

報告第13号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 59件 変更 1件